

◆首都圏 106 自治体 情報公開請求事項

1 2025 年 3 月における職員の離職者について

- ① ハローワークに提出した大量離職通知書（提出していない場合はその理由がわかるもの）
- ② 同通知書提出の有無にかかわらず、2025 年 3 月 31 日における会計年度任用職員離職者の職種※ 1 別の人数及び男女別の人数がわかるもの（例：集計表や決裁書など）
- ③ 同通知書提出の有無にかかわらず、2025 年 3 月 31 日における臨時的任用職員離職者の職種※ 1 別の人数及び男女別の人数がわかるもの（例：集計表や決裁書など）

2 会計年度任用職員の再度の任用について

- ① 2025 年度以降も「公募を経ない再度任用の上限回数」がある場合、その上限回数がわかるもの
- ② 総務省による「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第 2 版）」の改正通知（2024 年 6 月 28 日）を受けての検討内容がわかるもの
- ③ 再度の任用希望者のうち、再度任用不可となった職種別人数とその理由がわかるもの（例：「合否決定」や「再任用不可」の集計表や決裁書など）

3 2024 年度離職者への再就職支援措置などについて

- ① 再就職援助のためにとった措置および再就職支援体制と従事した職員数がわかるもの
- ② 再就職先確保の状況がわかるもの
（総務省「会計年度任用職員制度の適正な運用等について（通知）」（2024 年 12 月 27 日）と大量離職通知書の⑦、⑧を踏まえてお願いします）

4 会計年度任用職員のハラスメント相談窓口及び権利救済制度について※ 2

- ① 新規採用や再度の任用時における改正労働施策総合推進法に基づくセクハラ・マタハラ・パワハラなどの相談窓口を周知していることがわかるもの
- ② 非現業職員の在職時や再度の任用時に於ける権利救済制度（人事委員会または公平委員会への勤務条件に関する措置要求・不利益処分に関する審査請求など）を周知したことがわかるもの
- ③ 会計年度任用職員で地方公営企業職員と技能労務職員について、それぞれの職種別人数がわかるもの
- ④ 地方公営企業職員や技能労務職員の苦情を解決する「苦情処理共同調整会議※ 3」設置の有無、及び在職時や再度の任用時にその存在を周知していることがわかるもの

※ 1： 職種別の例：事務職、保育士等、放課後児童指導員、看護師、相談員、技能・労務職員、給食調理員、教員・講師、図書館職員など）をお願いします。

※ 2： 総務省「令和 5 年度『措置要求及び審査請求の状況等に関する調査』の結果を踏まえた地方公共団体における措置要求、審査請求及び苦情処理の適正な運用等について」（2024 年 10 月 11 日）では、会計年度任用職員に対しても「必要な周知」を促しています。

※ 3： 地方公営企業等の労働関係に関する法律第 13 条によって組合（混合組合含む）がある場合は、必置となっています。